價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通防空パン加

鳥取縣公報

火金 曜日後行(時ハ翌日年週

島

日島取縣資源回收統制組合ノ統制規程ヲ認可セリ

昭和十九年十二月十五日

鳥取縣知事

商工組合法第三十九條ノ規定ニ依リ 昭和十九年十二月十二

◇鳥取縣告示第六百五十八號

◇鳥取縣告示第六百五十九號

示

昭和十九年十二月十五日 千五百 八 七

> 金 曜 日

號

本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス 成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ 工賃ヲ認可シ同係第二項ノ規定ニ依リ指定地區內ニ於テ蒜

昭和十九年十二月十五日

鳥取縣知事

武

島

義

日東伯西部統制組合ノ統制規程ヲ認可セリ

昭和十九年十二月十五日

鳥取縣知事

島

商工組合法第三十九條ノ規定ニ依リ昭和十九年十二月十二

◇鳥取縣告示第六回五十小號

組合ノ名稱及地區

(I) 名稱 鳥取縣パン製造統制組合

鳥取縣下一圓

構成員タル資格及構成員ノ概數

資格 鳥取、 倉吉、米子パン製造施設組合

(12) 概數

三 統制令第二條第二項叉ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其

ノ實施ノ日

第 千五 百八 十七號昭和十九年十二月十五日 (第三档郵便物認可)

ニシア小変粉以外ノ材計、

然料等ラ含ミタルモノトス

鳥取縣公報

最高加工賃

五〇

ノ三十個渡三十年の次と「四%以下)ノモニーの以上(水分を量一四%以下)ノモーを終っては、 右加工賃へ小麥粉一貫勿ノ提供ラ受ケテ爲ス最高加工賃

 $(\Box)$ 

昭和十九年十二月十五日

認可二附シタル等計

(4) 選各衛元門上公司 十八認可ヲ取消スコト

アル

ベシ

(n) 認可價格及共ノ實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ揭示ス

◇鳥取縣告示第六百六十號

産婆名簿登録訂正者左ノ如シ

昭和十九年十二月十五日

鳥取縣知事 武

開住 本 業所 地及 籍

○七○番地

本籍ニ同シ

昭和十九年十月十日付他三

ニ依リ氏名ノ變更ヲ生ジ

付同年十一月十七日産

正方出願ニ對シ同年十一月三十

日訂正

田

大正十年十一月九百生 了.

行為 島取島取 市取東 殿町 取

昭和十九年十二月十五日黃行 昭和十九年十二月十五日即周

取

公

(第三種郵便物配可)

37